

大阪府安全なまちづくり条例が改正されました

— 特殊詐欺等の根絶に向けた取組の推進等 —



大阪府警察シンボลมスコット
フーくん・ケイちゃん

©2014 大阪府もずやん



大阪府内の特殊詐欺等の被害が
危機的状況!

1日あたり **5,000万円**以上 ※
※令和6年中 特殊詐欺、SNS型詐欺の暫定値

被害防止のための対策強化は、次の**4項目**となります

対策1 高齢者が携帯電話で通話しながらATMを操作することの禁止

事業者は禁止のための措置を講じる義務があります
高齢者(65歳以上)の方は通話しながらATMを操作してはいけません



令和7年8月1日施行

対策2 金融機関による通報等

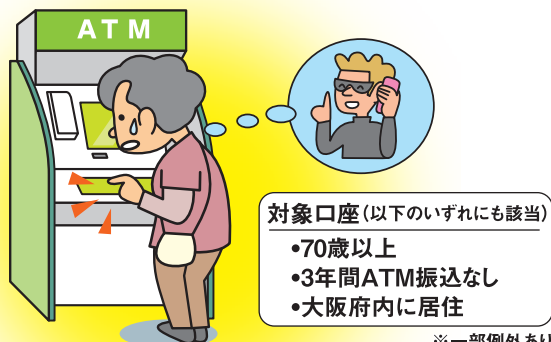
金融機関は、特殊詐欺等の被害のおそれを認めた場合、警察への通報等の義務があります



令和7年8月1日施行

対策3 ATMでの振込上限額の設定

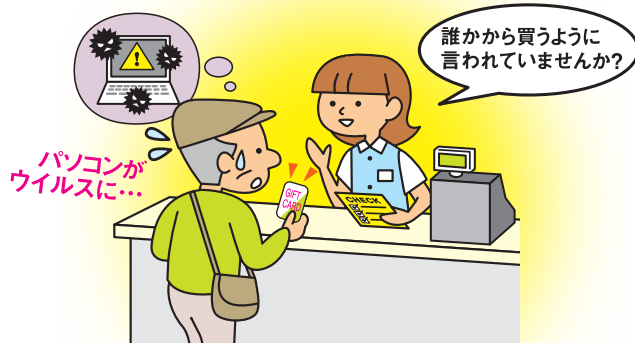
ATMでのキャッシュカードによる振込みが
1日あたり10万円以下に制限されます



※一部例外あり
令和7年10月1日施行
※半年間の経過措置あり

対策4 プリペイド型電子マネー販売時の確認

5万円以上の電子マネー販売時には、
特殊詐欺等の被害のおそれがないか確認を行う義務があります
購入者は、確認に応じる義務があります



令和7年8月1日施行

みんなで防ごう! 特殊詐欺!
SNS型投資・ロマンス詐欺!

条例改正の詳細は
「大阪府・大阪府警察
各ウェブサイト」へ

大阪府・大阪府警察